



葛尾霊園合葬式墓地 (合葬墓) のご案内

葬式墓地は、複数の方の焼骨（ご遺骨）を同じ場所に埋蔵する形式の墓地です。

墓地の承継が困難な場合、宗教や宗派を問わず使用できます。共同埋蔵した後は焼骨（ご遺骨）を返還することはできません。また、他の墓地に改葬することもできません。

ご家族の方などともよくご相談のうえお申し込みください。使用許可をされたときは速やかに埋蔵（納骨）をお願いします。

葛尾組合 千曲市・坂城町 一部事務組合

〒389-0602 長野県埴科郡坂城町大字中之条 1850

上信越自動車道「坂城インター」から車で3分

TEL 0268-82-2349 FAX 0268-82-1204

メール kumiai@katsurao.net ホームページ <https://www.katsurao.net>

葛尾霊園合葬式墓地 使用者募集要項

1. 募集内容及び使用料

種別	使用料	説明
個別埋蔵場所	150,000円 (1体あたり)	焼骨※ ¹ を個別に埋蔵する施設 焼骨は陶磁器など埋蔵に適した容器に納めること。 (1) 容器の基準 幅22cm×高さ26cm×奥行22cm以内 (2) 埋蔵期間 使用許可日から15年を経過するまでの日 15年を経過後、組合にて共同埋蔵場所に移します。 15年を経過するまでの間は返還できます。
共同埋蔵場所	50,000円 (1体あたり)	多くの焼骨を合同で埋蔵する施設 埋蔵期間 永年 はじめから焼骨を共同埋蔵場所に埋蔵します。 共同埋蔵場所に埋蔵された焼骨は返還できません。
霊園管理料	個別埋蔵場所・共同埋蔵場所ともにありません。	

※¹焼骨とは ご遺骨のこと

2. 応募資格

次のいずれかの要件を満たす方

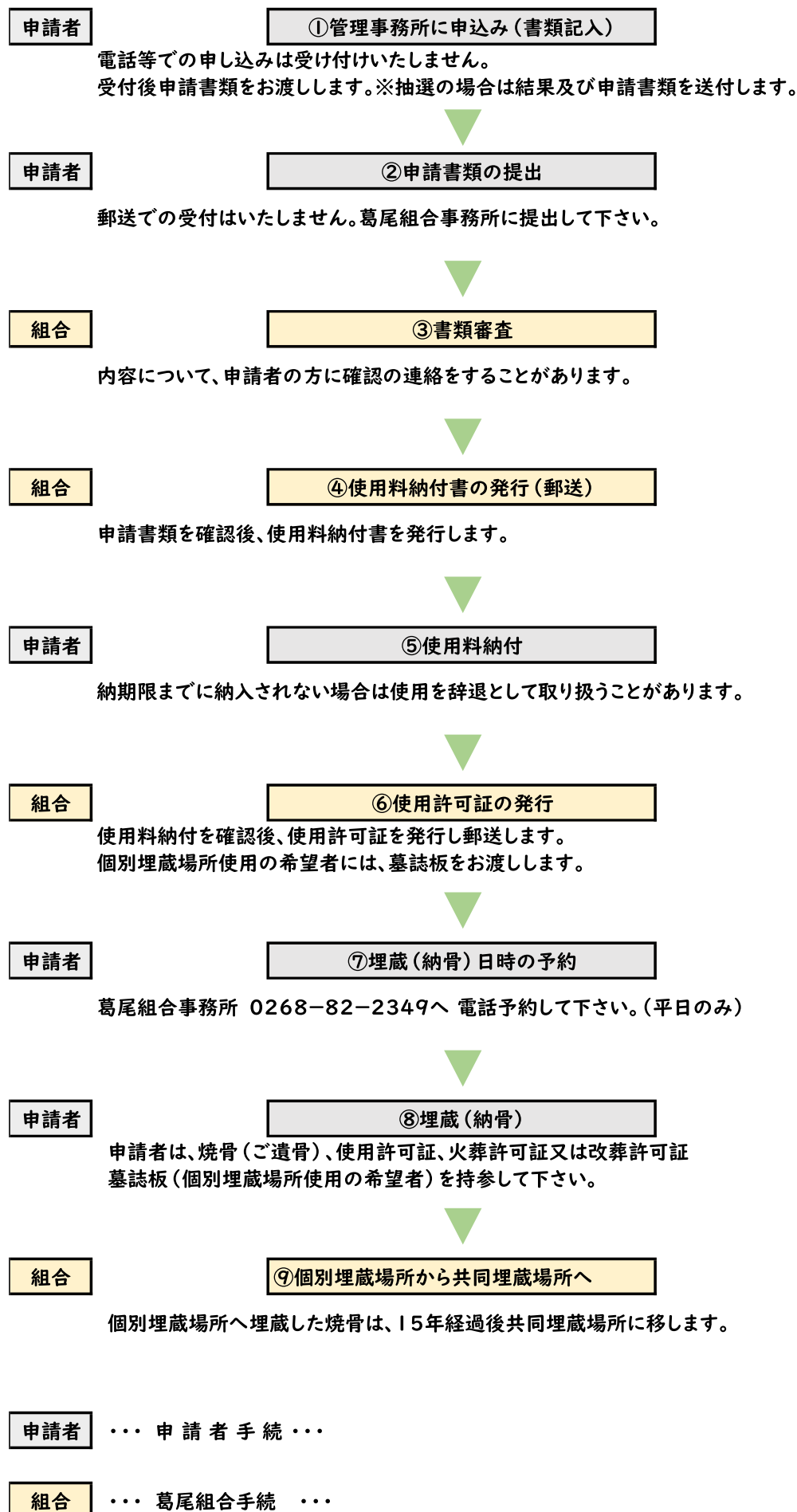
- (1) 組合内※²に住民登録があり埋蔵する焼骨をお持ちの方（改葬を含む）
- (2) 死亡時に組合区域内に住民登録があった方の埋蔵する焼骨をお持ちの方（改葬を含む）
- (3) 埋蔵する焼骨をお持ちの方で組合内に住民登録のある代理人による申請を行う方（改葬を含む）
- (4) 組合内に住民登録があり生前予約を希望する方
 - ・申請者と使用予定者（被埋蔵者※³）が同一のときは組合地域内に住民登録のある立会人等の設定が必要。
- (5) 埋蔵している焼骨を合葬式墓地に改葬しようとする方
 - ・葛尾霊園内の区画墓地を返還し合葬式墓地に改葬しようとする方を含みます。

※² 組合内 千曲市及び坂城町内

※³ 被埋蔵者 合葬式墓地に納められる方のこと

区分	申請者	要件（申請可否）	申込方法	備考	
焼骨 保有	住民登録あり		3-1	申請例 ア	
	住民登録なし	死亡時に使用者（被埋蔵者）住所あり	可	3-2	申請例 イ
		申請者・使用者登録なし 代理人申請		3-3	申請例 ウ
			不可		
生前 予約	住民登録あり	申請者・使用者別	3-4	申請例 エ	
		申請者・使用者同一（立会人あり）			
一般 改葬者	住民登録あり		可	改葬手続は 別途ご相談 ください	
	住民登録なし		不可		
霊園内 改葬者	住民登録あり		可		
	住民登録なし				

葛尾霊園合葬式墓地 申込から埋蔵(納骨)までの流れ



3. 申請方法

申請該当者は 葛尾組合事務所に次の書類を提出ください。

(1) 組合内に住民登録があり埋蔵する焼骨をお持ちの方
葛尾組合霊園使用許可申請書
申請者の戸籍謄本、住民票謄本、印鑑
(2) 組合内に住民登録があった方の埋蔵する焼骨をお持ちの方
葛尾組合霊園使用許可申請書
申請者の戸籍謄本、住民票謄本、印鑑
使用予定者（被埋蔵者）の住民票除票
(3) 埋蔵する焼骨をお持ちの方で組合内に住民登録のある代理人による申請を行う方
葛尾組合霊園使用許可申請書
申請者の戸籍謄本、住民票謄本、印鑑
代理人の住民票抄本
(4) 組合内に住民登録があり死後に埋蔵を希望する方（生前予約）
葛尾組合霊園使用許可申請書
申請者の戸籍謄本、住民票謄本、印鑑
申請者と使用予定者（被埋蔵者）が同一である場合 組合内に住民登録のある立会人の住民票抄本
(5) 埋蔵している焼骨を合葬式墓地に改葬しようとする方（葛尾霊園改葬者を含む）
葛尾組合霊園使用許可申請書
申請者の戸籍謄本、住民票謄本、印鑑
改葬許可申請手続後 改葬許可証※ ⁴ の提出をいただきます。
改葬手続きは、必ず事前にご相談をお願いします。

※⁴改葬許可証 現在の墓所のある自治体で発行されます。

4. 使用料の支払い

使用許可申請後、納入通知書により納入をお願いします。

- ・納期限までに納入されない場合は辞退したものと取り扱う場合があります。
- ・納付した使用料は還付できませんので、ご注意ください。

5. 使用許可

書類内容及び使用料の納付確認後、組合から葛尾組合霊園使用許可証を郵送します。

- ・申請時に不正があったと認められる場合は、使用許可を取消すことがあります。

6. 墓誌

- (1) 個別埋蔵場所を使用者希望者に対して1体に対し1枚無料で交付します。
- (2) 墓誌板に被埋蔵者の氏名等を刻字し墓誌台に掲示することができます。
- (3) 墓誌板の刻字費用は使用者の負担とし、宗教に関するもの、公序良俗に反するもの、その他霊園管理上不適切なものは刻字できません。 墓誌板刻字例参照
- (4) 墓誌板掲示位置の指定はできません。

7. 埋蔵（納骨）

- (1)埋蔵する方は使用者本人に限ります。
- (2)合葬式墓地に埋蔵するときは事前予約が必要です。電話で問い合わせをお願いします。（平日のみ）
- (3)予約日時に次のものを持参し、葛尾組合事務所までお越しください。

- ① 葛尾霊園使用許可証
- ② 火（埋）葬許可証または改葬許可証
- ③ 埋蔵する焼骨 — 持参された容器等は返却します。 —

個別埋蔵場所を使用するときは、焼骨は既定の大きさ（幅 22 cm×高さ 26 cm×奥行 22 cm）以内の陶磁器等の容器に納め、箱など外装はせずに持参してください。

共同埋蔵場所の利用者は容器の必要はありません。

土葬の場合の遺骨は必ず、改葬のために火葬を行ってから埋蔵をおこなってください。

- ④ 墓誌板（個別埋蔵場所の利用者で希望者のみ）
- ⑤ 利用者本人の印鑑（確認書類をご記入いただきます）

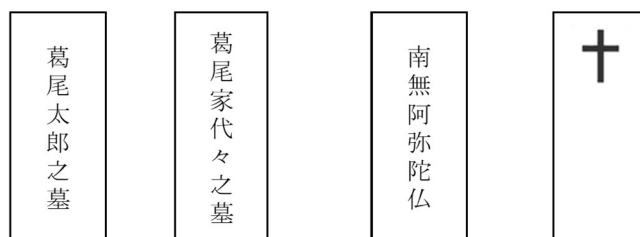
8. その他

- (1)合葬式墓地への埋蔵及び墓誌板の掲示は組合職員等が行います。
- (2)参拝は正面の参拝スペースをお願いします。合葬式墓地の内部には、焼骨の埋蔵又は返還を受ける時を除き立ち入ることはできません。
- (3)献花台に備えられるものは花のみです。ご焼香など火気使用はできません。
- (4)組合では宗教的な催事を行いません。
- (5)合葬式墓地は、無宗教・無宗派の墓地であり納骨式や法要などを行うことはできません。

■ 墓誌板（10cm×25cm縦書）への刻字

合葬式墓地は個人の墓地とは異なり、多くの方の焼骨（ご遺骨）を埋蔵する共同の墓地です。様々な宗教・宗派の方の焼骨（ご遺骨）を埋蔵する無宗教の墓地としても使用されるため、墓誌板に刻字できない文字があります。

墓誌板に刻字できない文字などの例

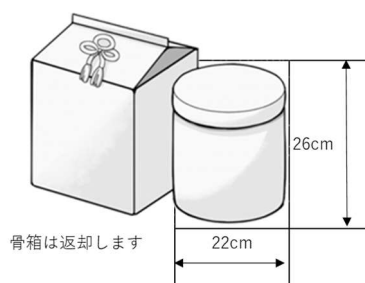


特定の一族や個人の墓地として表示

特定の宗教を表す表示

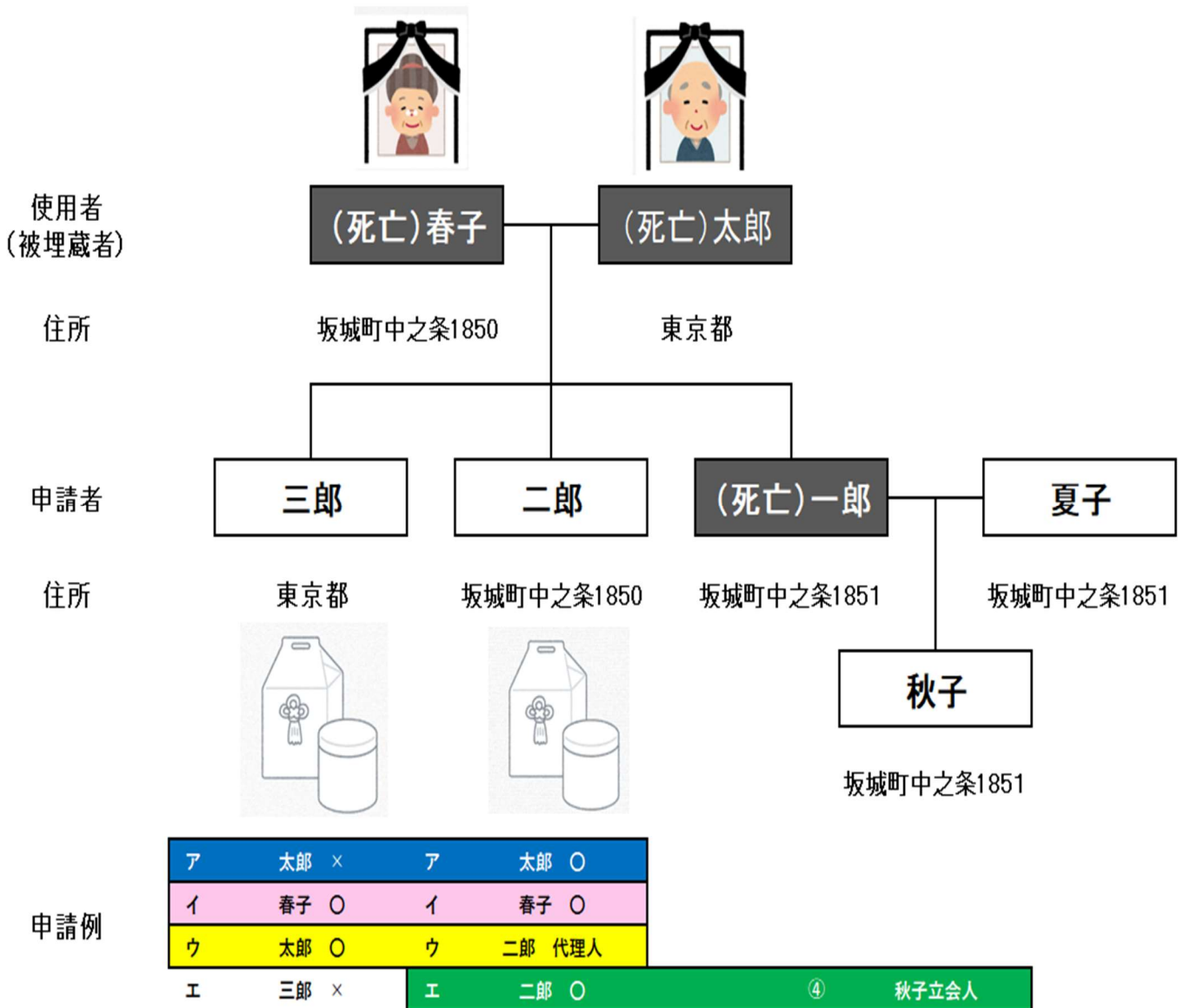
■ 個別埋蔵場所における容器の基準

個別埋蔵場所を使用し埋蔵するときは、規定の大きさ以内の陶磁器等の容器（骨壺）に焼骨（ご遺骨）を納めて持参してください。



- ・ 15年経過後焼骨（ご遺骨）を共同埋蔵場所に移します。
- ・ 共同埋蔵場所使用の場合は、はじめから焼骨（ご遺骨）を共同埋蔵場所で埋蔵します。

葛尾家 合葬式墓地申請手続 イメージ



葛尾組合霊園使用許可申請書

下記のとおり、霊園を使用したいので申請します。

令和 年 月 日

葛尾組合組合長 様

本 籍 長野県埴科郡坂城町大字中之条1850

申請者 〒389 ー 0602

住 所 長野県埴科郡坂城町大字中之条1850

氏 名 葛尾 二郎 ㊞

電話番号 0268-82-2349

携帯電話番号 090-AAAA-BBBB

組合区域内に住所があり
すでに焼骨をお持ちの場合

一 般 聖 地	和式・芝生・規格統一 聖地	号	面	積	m ²
合 葬 式 墓 地	個別埋蔵場所(※ 番)		墓誌板希望	有 無 ■ 共同埋蔵場所(※ 番)	
代 理 人	住 所	個別 いずれかに ○ 共同			
	氏 名	㊞	申 請 者 と の 続 柄		
	電 話 番 号				
使 用 予 定 者 <small>(合葬式墓地の場合) ※被埋蔵者 合葬式墓地に納められる方</small>	本 籍	長野県埴科郡坂城町大字中之条1850		組合区域外でも可	
	住 所	東京都■■区○○町9876▲▲マンション1000号室			
	氏 名	葛尾 太郎	㊞	申 請 者 と の 続 柄	父
立 会 人 <small>(合併式墓地の場合) ※申請者と使用予定者 が同一の場合</small>	住 所				
	氏 名	㊞	申 請 者 と の 続 柄		
	電 話 番 号				
使 用 料	円	管 理 料	円		
添 付 書 類	【申請者】戸籍謄本、住民票の写し(謄本)		摘 要		

※ 上記霊園の使用を許可してよろしいでしょうか。

係	係長	事務局長	会計管理者	副組合長	組合長

※ 受付	令和 年 月 日
※ 起案	令和 年 月 日
※ 決裁	令和 年 月 日
※ 指令	令和 年 月 日
	第 号

葛尾組合霊園使用許可申請書

下記のとおり、霊園を使用したいので申請します。

令和 年 月 日

葛尾組合組合長 様

本 籍 長野県埴科郡坂城町大字中之条1850

申請者 〒389 — 0602

住 所 東京都■■■区〇〇町9876▲▲マンション100号室

氏 名 葛尾 三郎 ㊟

電話番号 03-ZZZZ-YYYY

携帯電話番号 090-CCCC-DDDD

死亡時に組合区域内に
住民登録のあった場合

一 般 聖 地	和式・芝生・規格統一 聖地	号	面	積	m ²
合 葬 式 墓 地	個別埋蔵場所(※ 番) 墓誌板希望 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 ■ 共同埋蔵場所(※ 番)				
代 理 人	住 所	個別 いずれかに <input type="radio"/> 共同			
	氏 名	㊟	申請者との続柄		
	電 話 番 号				
使 用 予 定 者 <small>(合葬式墓地の場合) ※被埋蔵者 合葬式墓地に納められる方</small>	本 籍	長野県埴科郡坂城町大字中之条1850			
	住 所	長野県埴科郡坂城町大字中之条1850			
	氏 名	葛尾 春子	㊟	申請者との続柄	母
	電 話 番 号	死亡時において組合区域内に住民登録			
立 会 人 <small>(合併式墓地の場合) ※申請者と使用予定者 が同一の場合</small>	住 所				
	氏 名	㊟	申請者との続柄		
	電 話 番 号				
使 用 料	円	管 理 料	円		
添 付 書 類	【申請者】戸籍謄本、住民票の写し(謄本) 【使用者】(被埋蔵者)住民票除票			摘 要	

※ 上記霊園の使用を許可してよろしいでしょうか。

係	係長	事務局長	会計管理者	副組合長	組合長

※ 受付	令和 年 月 日
※ 起案	令和 年 月 日
※ 決裁	令和 年 月 日
※ 指令	令和 年 月 日
	第 号

(※印の欄は記入しないで下さい。)

(様式第1号)

葛尾組合霊園使用許可申請書

下記のとおり、霊園を使用したいので申請します。

令和 年 月 日

葛尾組合組合長 様

本 籍 長野県埴科郡坂城町大字中之条1850

申請者 〒389 ー 0602

住 所 東京都■■区〇〇町9876▲▲マンション100号室

氏 名 葛尾 三郎 ㊞

電話番号 03-ZZZZ-YYYY

携帯電話番号 090-CCCC-DDDD

組合区域内に住所がなく
代理人を設定する場合

一 般 聖 地	和式・芝生・規格統一 聖地	個別 いずれかに号〇	共同	積	m ²
合 葬 式 墓 地	個別埋蔵場所(※ 番)	墓誌板希望	有 無	共同埋蔵場所(※ 番)	
代 理 人	住 所	長野県埴科郡坂城町大字中之条1850		組合区域内に住民登録	
	氏 名	葛尾 二郎	㊞	申請者との続柄	兄
	電 話 番 号	090-AAAA-BBBB			
使 用 予 定 者 <small>(合葬式墓地の場合)</small> <small>※被埋蔵者 合葬式墓地に納められる方</small>	本 籍	長野県埴科郡坂城町大字中之条1850			
	住 所	東京都■■区〇〇町9876▲▲マンション1000号室			
	氏 名	葛尾 太郎	㊞	申請者との続柄	父
立 会 人 <small>(合併式墓地の場合)</small> <small>※申請者と使用予定者 が同一の場合</small>	住 所				
	氏 名		㊞	申請者との続柄	
	電 話 番 号				
使 用 料	円	管 理 料	円		
添 付 書 類	【申請者】戸籍謄本、住民票の写し(謄本) 【代理人】住民票の写し(謄本)			摘 要	

※ 上記霊園の使用を許可してよろしいでしょうか。

係	係長	事務局長	会計管理者	副組合長	組合長

※ 受付	令和 年 月 日
※ 起案	令和 年 月 日
※ 決裁	令和 年 月 日
※ 指令	令和 年 月 日
	第 号

(※印の欄は記入しないで下さい。)

葛尾組合霊園使用許可申請書

下記のとおり、霊園を使用したいので申請します。

令和 年 月 日

葛尾組合組合長 様

申請者

本 籍 長野県埴科郡坂城町大字中之条1850

〒389 — 0602

住 所 長野県埴科郡坂城町大字中之条1850

氏 名 葛尾 二郎 (印)

電話番号 0268-82-2349

携帯電話番号 090-AAAA-BBBB

組合区域内に住所があり
申請者が将来の埋蔵を希望する場合

一 般 聖 地	和式・芝生・規格統一 聖地	号	面	積	m ²
合 葬 式 墓 地	個別埋蔵場所 (※ 番)	墓誌板希望	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	共同埋蔵場所 (※ 番)	
代 理 人	住 所	個別 いずれかに <input type="radio"/> 共同			
	氏 名	(印)	申請者との続柄		
	電 話 番 号				
使 用 予 定 者 <small>(合葬式墓地の場合) ※被埋蔵者 合葬式墓地に納められる方</small>	本 籍	長野県埴科郡坂城町大字中之条1850	申請者と使用者が同じ場合		
	住 所	長野県埴科郡坂城町大字中之条1850			
	氏 名	葛尾 二郎 (印)	申請者との続柄	本人	
	電 話 番 号	090-AAAA-BBBB			
立 会 人 <small>(合併式墓地の場合) ※申請者と使用予定者 が同一の場合</small>	住 所	長野県埴科郡坂城町大字中之条1851	立会人の設定が必要		
	氏 名	葛尾 夏子 (印)	申請者との続柄	姪	
	電 話 番 号	090-EEEE-FFFF			
使 用 料	円	管 理 料	円		
添 付 書 類	【申請者】戸籍謄本、住民票の写し(謄本) 【立会人】住民票の写し(謄本)		摘 要		

※ 上記霊園の使用を許可してよろしいでしょうか。

係	係長	事務局長	会計管理者	副組合長	組合長

※ 受付	令和 年 月 日
※ 起案	令和 年 月 日
※ 決裁	令和 年 月 日
※ 指令	令和 年 月 日
	第 号

葛尾組合霊園合葬式墓地使用許可証

令和5年8月1日

葛尾組合
組合長 山村 弘

葛尾組合霊園条例により、下記のとおり霊園の使用を許可します。

使用 者	本 籍	長野県埴科郡坂城町大字中之条1850			
	住 所	長野県埴科郡坂城町大字中之条1850			
	氏 名	葛尾二郎			
代 理 人	住 所				
	氏 名				
被 埋 蔵 者	本 籍	長野県埴科郡坂城町大字中之条1850			
	住 所	東京都■■区○○町9876▲▲マンション1000号室			
	氏 名	葛尾太郎			
立 会 人	住 所				
	氏 名				
使用 場 所	合葬式墓地	使用 期 間	15年間	墓 誌 板	有
	個別埋蔵場所 個-1		令和5年8月1日～令和20年7月31日		
使用 料	150,000円				
備 考					

[留意事項]

- 合葬式墓地使用者は、次の場合にこの許可証を組合長に提示又は提出してください。
 - 埋蔵又は改葬を行うとき。
 - 使用を中止するとき。
 - その他組合長が提示を求めたとき。
- 許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに許可証の書替えを受けてください。
- 個別埋蔵場所に埋蔵する焼骨の容器の基準は、幅22cm×高さ26cm、奥行22cm以内です。
- 15年経過後は共同埋蔵場所に埋蔵します。
- 共同埋蔵場所への埋蔵後に焼骨の返還はできません。
- 焼骨をお持ちの方は速やかに埋蔵してください。

葛尾組合霊園合葬式墓地使用許可証

令和5年8月1日

葛尾組合
組合長 山村 弘

葛尾組合霊園条例により、下記のとおり霊園の使用を許可します。

使用 者	本 籍	長野県埴科郡坂城町大字中之条1850		
	住 所	東京都■■■区〇〇町9876▲▲マンション1000号室		
	氏 名	葛尾三郎		
代 理 人	住 所			
	氏 名			
被 埋 蔵 者	本 籍	長野県埴科郡坂城町大字中之条1850		
	住 所	長野県埴科郡坂城町大字中之条1850		
	氏 名	葛尾春子		
立 会 人	住 所			
	氏 名			
使用 場 所	合葬式墓地	使用 期 間	永 年	
	共同埋蔵場所 共-1			
使 用 料	50,000円			
備 考				

[留意事項]

- 1 合葬式墓地使用者は、次の場合にこの許可証を組合長に提示又は提出してください。
 - (1) 埋蔵又は改葬を行うとき。
 - (2) 使用を中止するとき。
 - (3) その他組合長が提示を求めたとき。
- 2 許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに許可証の書替えを受けてください。
- 3 共同埋蔵場所への埋蔵後に焼骨の返還はできません。
- 4 焼骨をお持ちの方は速やかに埋蔵してください。

葛尾組合霊園 合葬式墓地の概要

鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造 平屋建て 地階 13.67 m² 1階 13.67 m² 延床 27.34 m²
埋蔵数 個別埋蔵場所 200体収容 共同埋蔵場所 4,000体収容



合葬式墓地外観



個別埋蔵場所



共同埋蔵場所



墓誌台（個別埋蔵場所使用者）

合葬式墓地断面図

